

2、歳入

(1) 歳入構造

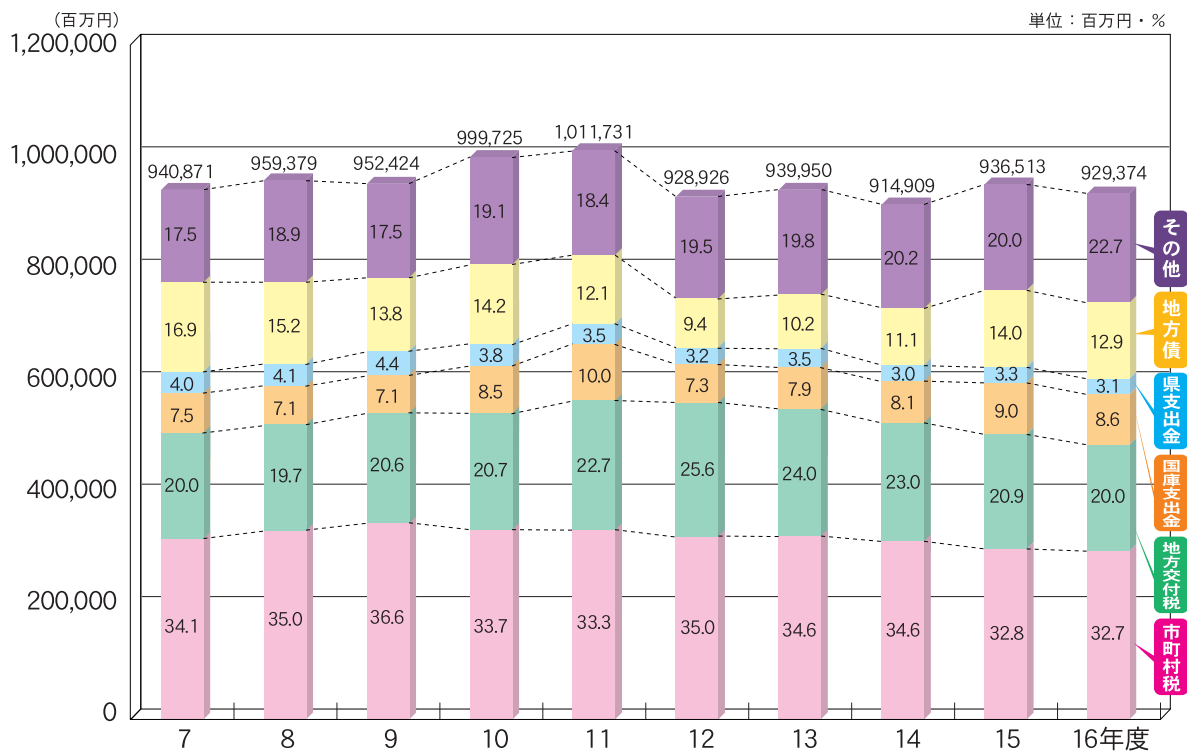
平成16年度の歳入は9,293.7億円で、前年度（9,365.1億円）に対して71.4億円（0.8％）の減少となりました。

歳入が減少に転じた要因について、主に地方債、地方交付税及び国庫支出金などの減少が挙げられます。

地方債については、公共施設等の整備のために発行する地方債は増加していますが、地方交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債の減少により、前年度と比較して114.2億円（8.7％）の減少となりました。

地方税については、固定資産税は家屋分が増加したものの、土地分及び償却資産分で減少し、市町村民税も併せて減少したため34.7億円（1.1％）減の3,037.7億円となりました。地方交付税については、前年度と比較して98.6億円（5.0％）減の1,862.1億円となり、臨時財政対策債の減も含めると、272.1億円（10.7％）の減となっています。

歳入構成比の推移



用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくための根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているもの。地方税には道府県が課税する道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方債 地方公共団体が財政上、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるもの。いわば「地方公共団体の借金」です。

地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

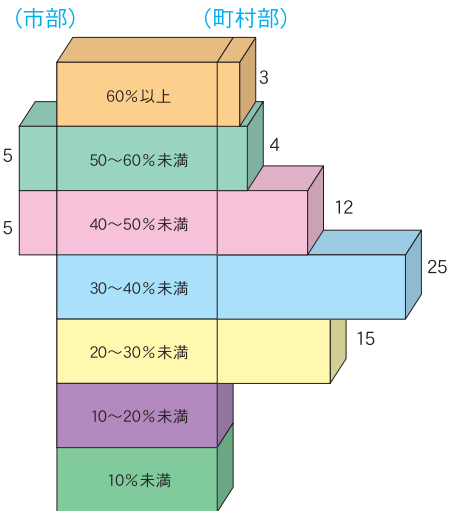
この地方交付税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

(2) 自主財源と依存財源

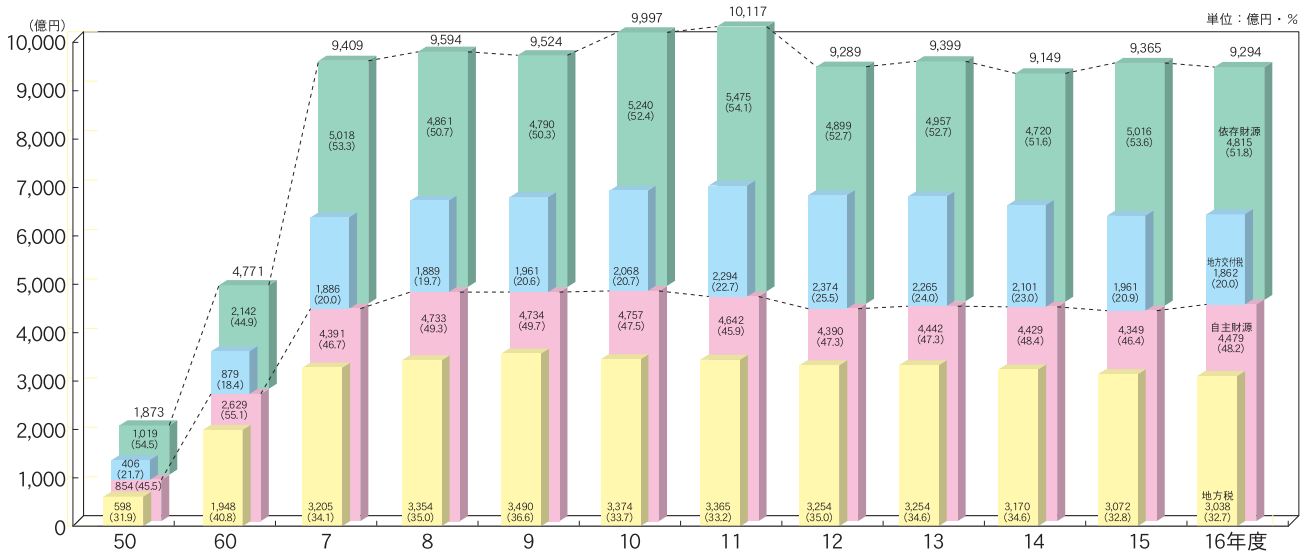
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、地方公共団体の自主性、安定性は自主財源の多寡により左右されます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度46.4%より1.8ポイント増加し48.2%となりましたが、自主財源の割合の低い団体が依然として多く、団体間の格差も大きいと言えます。

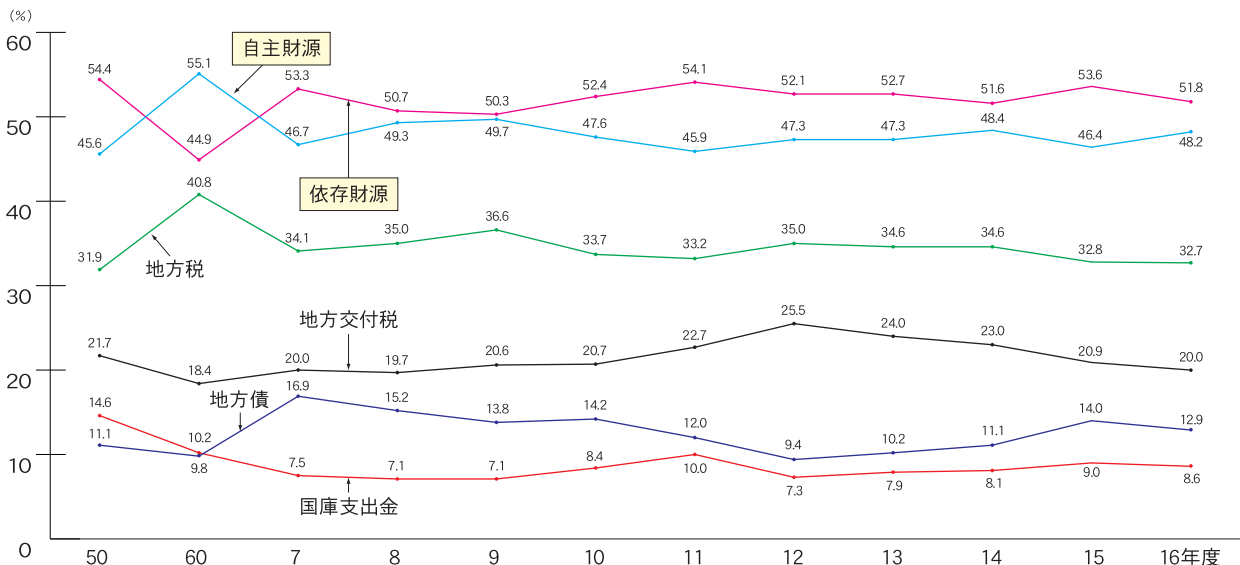
自主財源の割合別団体数
(平成16年度)



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

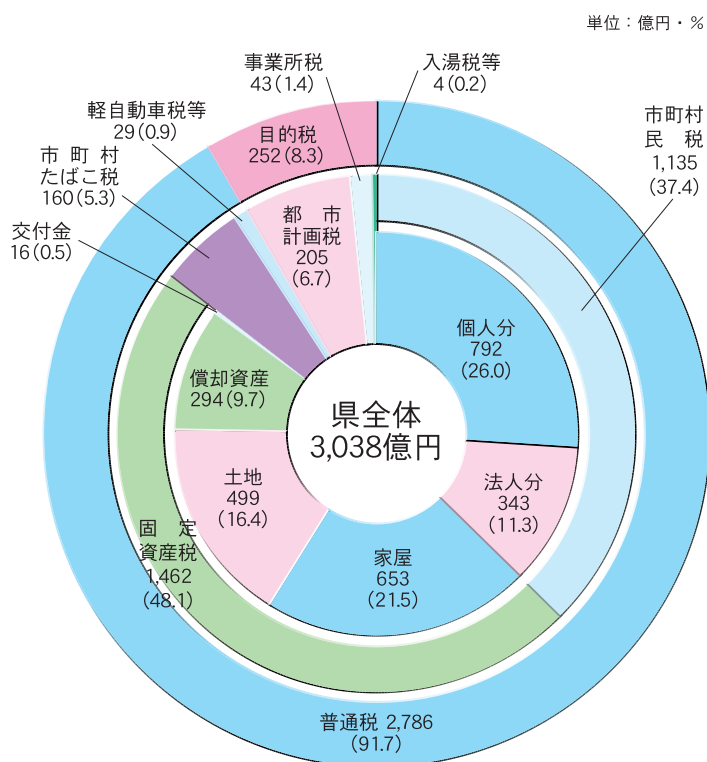
平成16年度の市町村税収入額は、3,038億円と前年度から1.0%減少しました。これは、軽自動車税で増加したものの、固定資産税及び市町村民税で収入額が減少したためです。

税目別に見ると、構成割合が第1位の固定資産税（48.1%）は収入額が前年度対比0.4%の減となりました。これは、家屋の増加分に比べ、地価の下落等に伴う土地評価額の減価分や償却資産の減少分がこれらを上回ったためです。

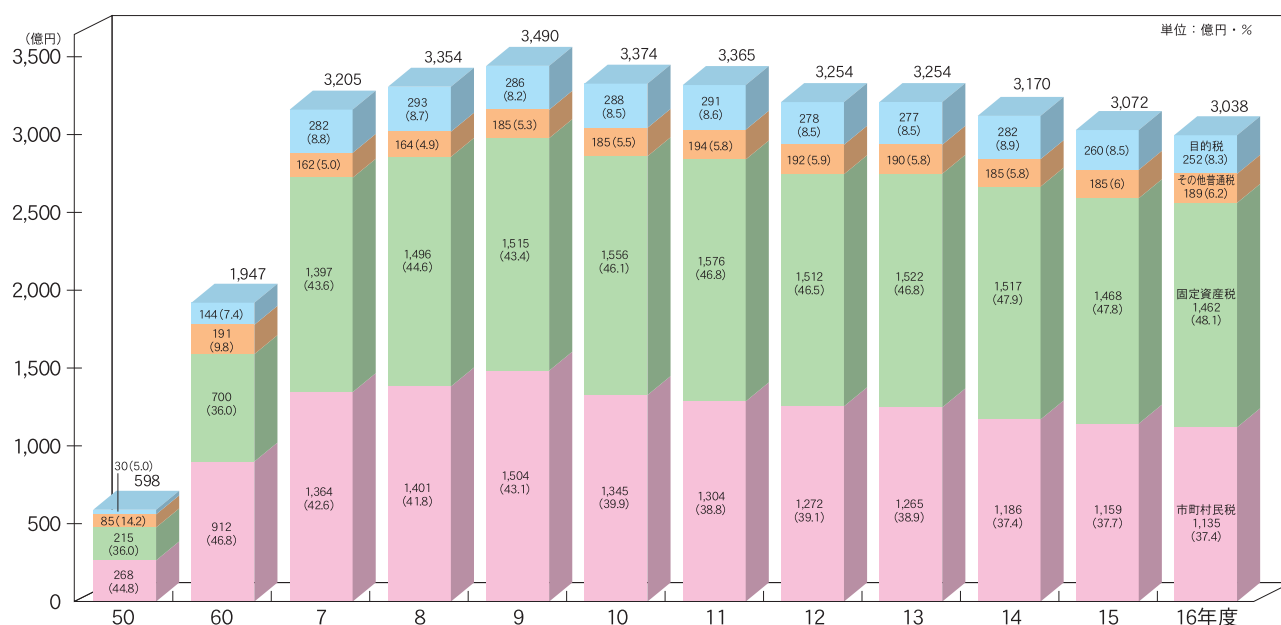
固定資産に次ぐ市町村民税（37.4%）は、前年度対比2.1%減と前年度を下回りました。これは、個人均等割が税制改正により16.7%増、法人税割が1.5%増加したものの個人所得割等が大幅に落ち込んだことによるものです。

目的税については、都市計画税（6.7%）が前年度対比1.4%減少し、事業所税（1.4%）も新增築に係る事業所税の廃止により、前年度対比5.3%と減少しています。

市町村税の構成（平成16年度）
（国民健康保険税を除く）



市町村税収入額（税目別）の推移
（国民健康保険税を除く）



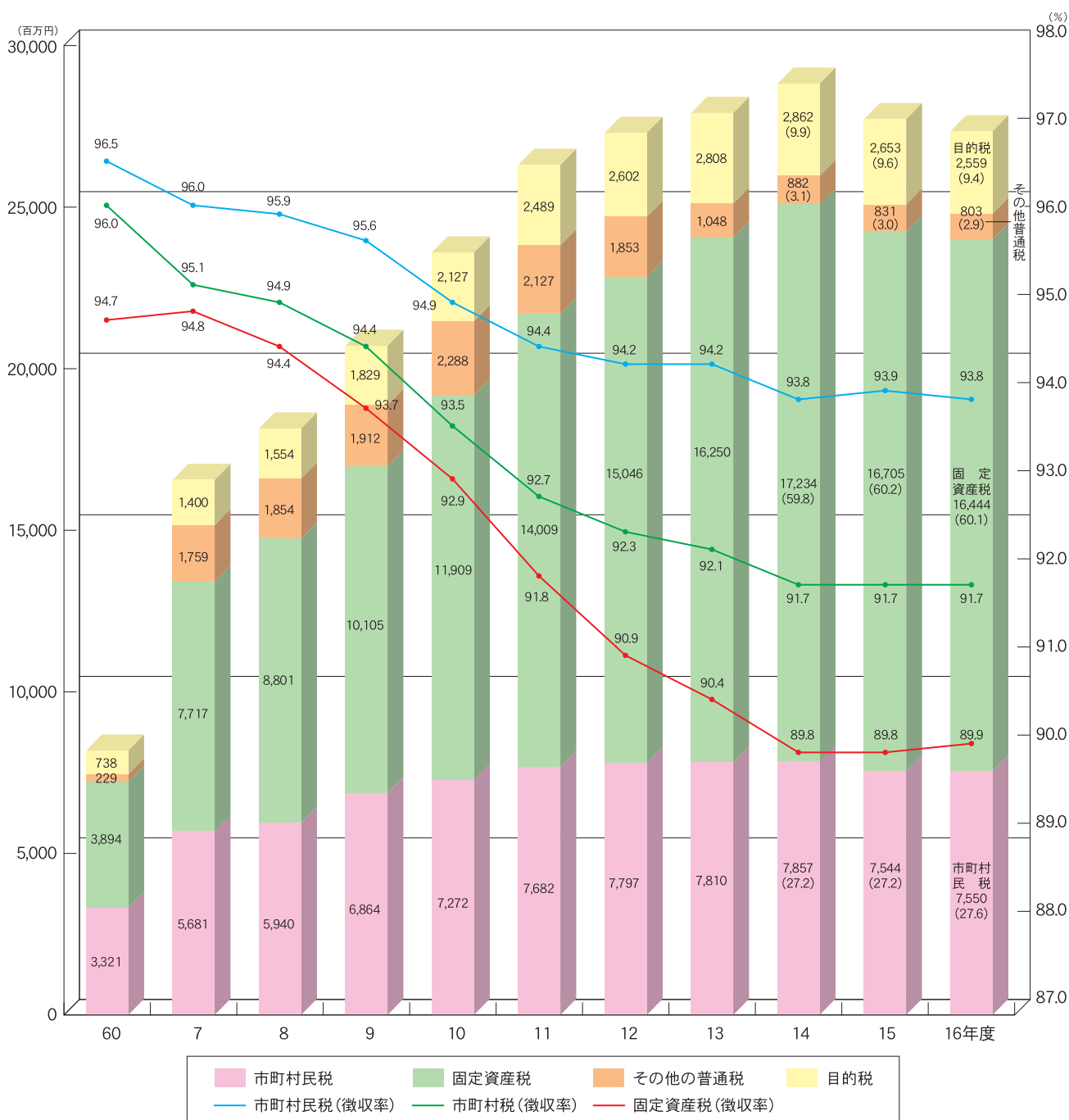
徴収実績は、県全体の徴収率が91.7%（前年度91.7%）と前年度と同率となりました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率を上回った市町村数は20団体（前年度18団体）で、残りの49団体は前年度の徴収率を下回りました。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は93.8%（前年度93.9%）で前年度を0.1ポイント下回り、固定資産税は89.9%（前年度89.8%）で前年度を0.1ポイント上回りました。

次年度に滞納繰越される額は、近年の長引く景気低迷の影響を受けて徴収率の悪化とともに増加し、昭和60年度の81.8億円に比べ、平成16年度では約3.3倍の273.6億円となっています。

次年度に滞納繰越される額と徴収率の推移

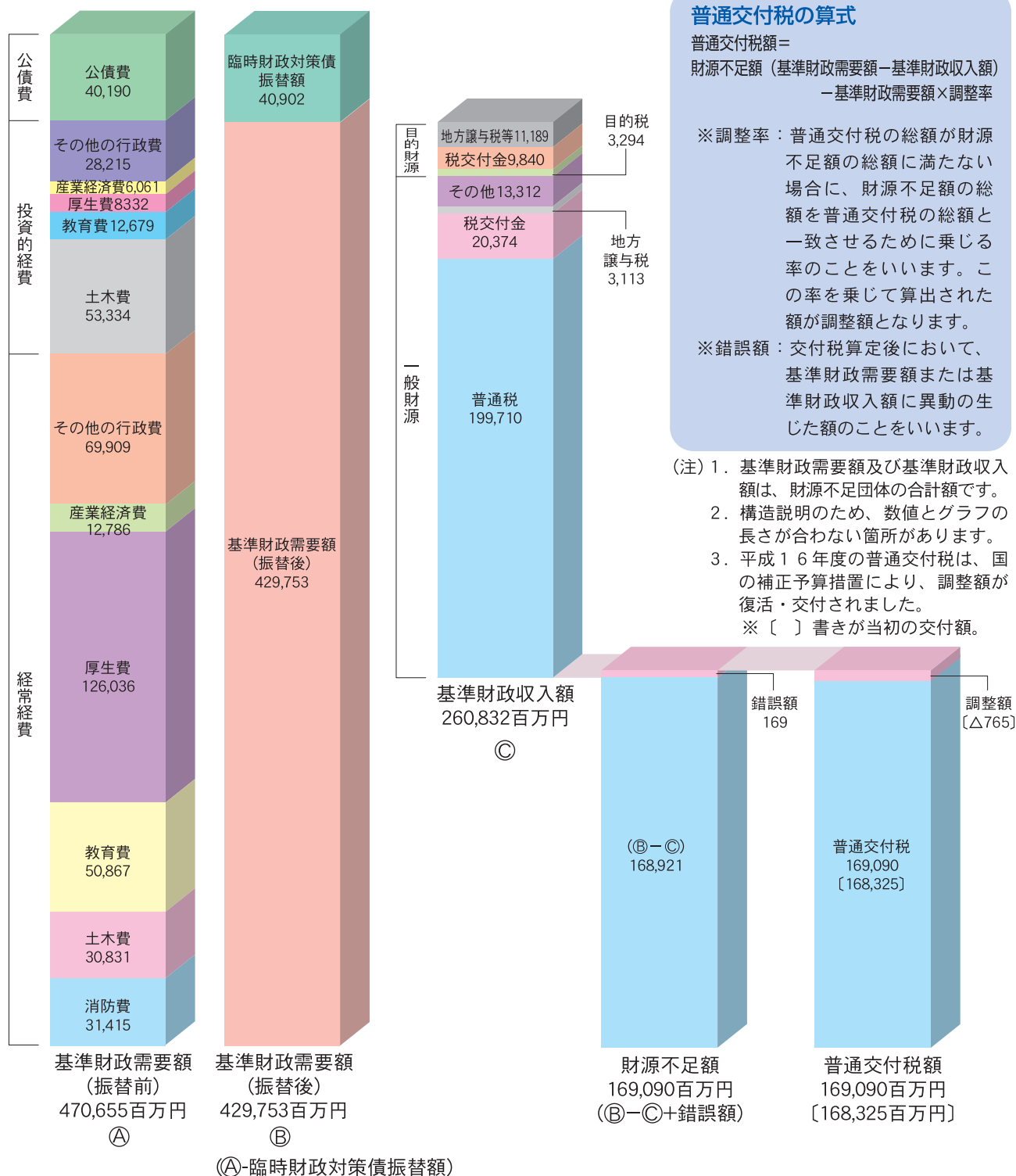
（国民健康保険税を除く）



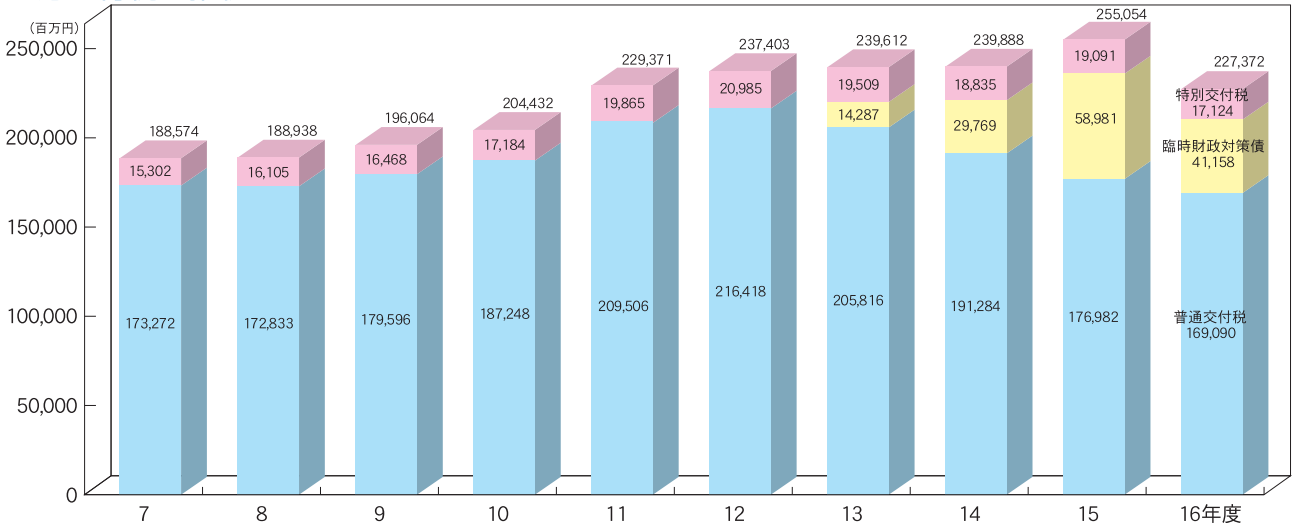
(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



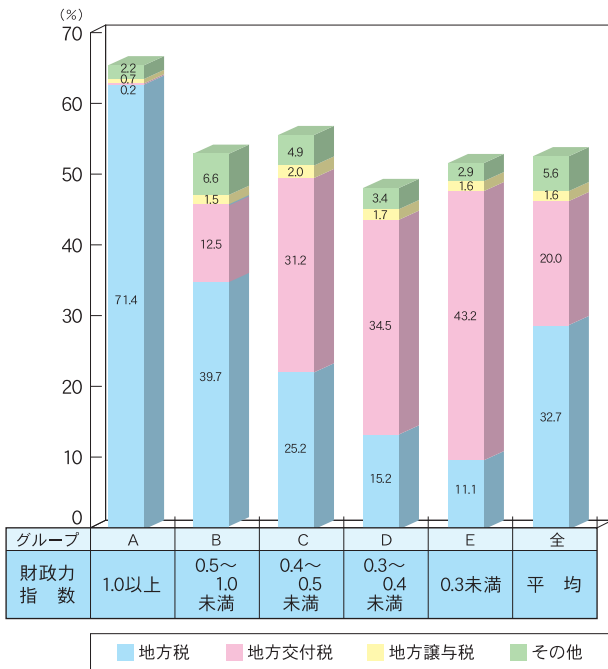
地方交付税の推移



※平成13～16年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためです。臨時財政対策債を含めた場合の普通交付税相当額は、平成15年度までは前年度を上回っていましたが、平成16年度は減少に転じました。

一般財源の中の交付税 (平成16年度)



◎グループ別の該当団体

- A 女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・古川市・名取市
多賀城市・岩沼市・蔵王町・大河原町・柴田町
亘理町・七ヶ浜町・利府町・大和町・富谷町
大衡村・三本木町
- C 気仙沼市・白石市・角田市・七ヶ宿町・村田町
山元町・松島町・大郷町・小牛田町・築館町
迫町・矢本町
- D 川崎町・色麻町・加美町・鹿島台町・岩出山町
鳴子町・涌谷町・田尻町・若柳町・高清水町
瀬峰町・金成町・志波姫町・中田町・南方町
河南町・桃生町・鳴瀬町・志津川町
- E 丸森町・松山町・南郷町・栗駒町・一迫町
鶯沢町・花山村・登米町・東和町・豊里町
米山町・石越町・河北町・雄勝町・北上町
牡鹿町・津山町・本吉町・唐桑町・歌津町

用語解説

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13～18年度の間地方負担については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。

なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。